

改善報告書

大学名称 大正大学（評価申請年度 平成25年度）

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	全学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針が、公的な刊行物、ホームページ等により社会一般へ公表されていないため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>これまで、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー/AP）及び学位授与方針（ディプロマポリシー/DP）については、ホームページ等において明文化された形で社会一般へ公表してきた。</p> <p>しかし、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー/CP）については明文化されたものがなく、『履修要項』に掲載されているカリキュラムマップを教育課程の編成・実施方針として公表してきたが、他のポリシーとの関連性が理解しにくいものとなっていた。</p>
評価後の改善状況	<p>教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー/CP）を教務部において明文化し、大学運営協議会において承認した。そして、2014（平成26）年9月に大学、学部学科、研究科専攻の教育課程の編成・実施方針をホームページへ掲載し、改善した。</p> <p>その後、学校教育法施行規則が改正され、文部科学省の「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を踏まえた見直しを実施する必要がでてきた。そして、3つのポリシーを一貫性のあるものとして策定し、公表するため、FD研修会「3つのポリシーに関する研修会」を2016（平成28）年11月1日に実施した。参加者は、</p>	

		<p>学長室会議構成員、学長補佐、学部長、研究科長、事務局管理職、企画調整課職員、入試課職員、教育支援課職員である。</p> <p>研修会后、「全学版 3 つのポリシー」の見直し作業を学長補佐、教務部教育支援課、学長室企画調整課で推進し、2016（平成 28）年 12 月 6 日付の学長室会議及び常務理事会において、「大正大学の 3 つのポリシー」を承認した。教育理念に基づく 3 つのポリシーの一体的な策定、学力の三要素に基づく区分の変更、教育課程の編成・実施方針におけるカリキュラム・アセスメント項目の設定等の修正を行うことができた。全学版の 3 つのポリシーの策定が行われたことにより、学部学科、研究科専攻の 3 つのポリシーの見直しのための指針や方向性が示され、見直しのための記入要領を作成した。</p> <p>そして、学部学科、研究科専攻単位の 3 つのポリシーの見直しを図るため、FD 研修会「学科・専攻版 3 つのポリシー見直しブラッシュアップ研修会」を 2017（平成 29）年 2 月 15 日に実施した。研修の内容は、学部長・研究科長・学科長・専攻長・教務主任による学科・研究科専攻ごとの 3 つのポリシーについての意見交換、内容確認についてのワークショップである。このことにより、各学科長、各専攻長による見直しと修正を行い、各学科・各研究科専攻の 3 つのポリシーは、各学科・各研究科専攻において再検討の上、提出され、2017（平成 29）年 3 月 22 日の代議員会・大学院委員会で改正を承認した。</p> <p>以上の経緯を経て、教育課程の編成・実施方針は、大学・学部学科・研究科専攻において、他のポリシーとの関連がわかるように改正され、公表している。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>http://www.tais.ac.jp/guide/latest_news/20170401/48642/</p> <p>http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/</p> <p>3 つのポリシー見直し研修会報告書</p>	

＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	<p>仏教学研究科博士課程後期および人間学研究科博士課程後期において、教育課程の編成・実施方針の中にカリキュラム編成に対する基本的な考え方が含まれておらず、学位授与方針との連関が明らかになっていないため、改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>仏教学研究科博士課程後期および人間学研究科博士課程後期においては、明文化された教育課程の編成・実施方針が策定されていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学院長、仏教学研究科長、人間学研究科長及び教務部が中心となり、仏教学研究科博士課程後期および人間学研究科博士課程後期の各専攻において、教育課程の編成・実施方針を検討・策定し、2014（平成26）年9月22日の大学運営協議会、9月24日の大学院委員会で承認し、ホームページに公表した。</p> <p>教育課程の編成・実施方針の策定において、博士課程前期の方針との区別、学位授与方針との関係性・教育方法について明記した。</p> <p>また、2016（平成28）年度にさらに見直しを行い、教育理念に基づく3つのポリシーの一体的な策定、教育方法、教育内容、評価の項目に分けて修正した。仏教学研究科博士課程後期および人間学研究科博士課程後期の方針についての見直しは、仏教学研究科長、仏教学専攻長、人間学研究科長により行われ、2017（平成29）年3月22日の大学院委員会で承認、公表した。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>http://www.tais.ac.jp/guide/latest_news/20170401/48642/</p> <p>http://www.tais.ac.jp/faculty/3_policy/tais_policy/</p>	

2014（平成 26）年 9 月 24 日大学院委員会議案書・資料					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果
	指摘事項	全研究科の博士課程前期（修士課程）・博士課程後期において、学位論文審査基準が明文化されていないため、『大学院履修要項』などに明記し、あらかじめ学生に明示するよう改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院の学位論文審査基準を全学的に明文化したのものとしては、「修士論文および研究成果報告書の審査報告書記入について」において、論文の研究史上の意義、問題点・評価等を明確にするように記しているのみであった。
	評価後の改善状況	学位論文審査基準について、それぞれの専攻・課程ごとに定められているDPを到達点とし、評価項目としては「研究目的と研究方法の整合性」「文献資料等の扱い方と研究手続きの正確さ」「論理性と説得力及び文章力」「先行研究を踏まえた先駆性と独創性」「論旨の構成力と発表力」等を定めた。 そして、学位論文審査基準として明文化し、2014(平成 26)年 9 月 22 日の大学運営協議会、9 月 24 日の大学院委員会で承認し、ホームページに公表した。また、2015(平成 27)年度より、『大学院履修要項』において学院論文審査基準を学生へ明示している。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 http://www.tais.ac.jp/faculty/screening/ 2015(平成 27)年度大学院履修要項（抜粋）、2016(平成 28)年度大学院履修要項（抜粋） http://www.tais.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2015/07/rishuyoukou_in_2017.pdf	

＜大学基準協会使用欄＞					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
4	基準項目	基準 5 学生の受け入れ
	指摘事項	人間学部において、臨床心理学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.21 倍と高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>人間学部の過去 5 年間の入学定員超過率の平均は 1.17 倍である。また、2012(平成 24)年度の収容定員超過率は 1.16 倍である。学科別では、2009(平成 21)年度に臨床心理学科を設置したが、同年度の入学定員超過率が 1.38 倍となり、設置計画履行状況等調査において留意事項を付された。</p> <p>その後、入学定員超過の是正に努め、設置後 4 年間の入学定員超過率の平均は 1.21 倍となっている。また、2011(平成 23)年度に教育人間学科設置したが、同年度の入学定員超過率が 1.31 倍となり、設置計画履行状況等調査において留意事項を付された。その後、入学定員超過の是正に努め、設置後 2 年間の入学定員超過率の平均は 1.24 倍となっている。</p>
	評価後の改善状況	<p>臨床心理学科の入学者数比率を是正すべく、2012(平成 24)年度入学者 120 名(比率:1.09 倍)、2013(平成 25)年度入学者 120 名(比率:1.09 倍)、2014(平成 26)年度入学者 130 名(比率:1.18 倍)と入学者数を抑え、2013(平成 25)年度の直近の過去 5 年間の平均では 1.15 倍に是正していた。</p> <p>また、2015(平成 27)年度の入学者は、129 名(比率:1.17 倍)、2016(平成 28)年度入学者は、128 名(比率:1.16 倍)、2017(平成 29)年度入学者は、122 名(比率:1.11 倍)であり、2017(平成 29)度からの直近の過去 5 年間の入学定員超過率の</p>

	<p>平均は 1.14 倍と是正している。</p> <p>なお、社会的ニーズの要請と学部内の学領域を実質的に整理し、再編するため、2016(平成 28)年度に心理社会学部を設置し、心理社会学部臨床心理学科とした。</p> <p>入学定員の管理については、学長室会議が入学者数の管理をしている。今後も適正な入学者数比率の維持に努めていく。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
5	基準項目	基準 5 学生の受け入れ
	指摘事項	文学部歴史学科の編入学定員に対する編入学生数比率が 0.67 倍と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	歴史学科の編入学定員は 3 名であり、平成 24 年度入試、2013(平成 25)年度入試ともに 3 名の合格者がいたが、実際に入学した学生数はそれぞれの年度で 2 名であった。
	評価後の改善状況	<p>志願者数の拡大と同時に入学手続率の向上をはかるため、2015(平成 27)度よりネット出願による申込みを可能とした。また、学生募集要項とは別に入試の概要をわかりやすく記載している出願ガイドを作成し、編入学試験の項目をわかりやすく記載するようにし、出願期間、試験日、合格発表、手続き期間の日程についても記載した。</p> <p>2014(平成 26)年度の文学部歴史学科の編入学試験の合格者は 4 名、入学者は 4 名、2015(平成 27)年度の合格者は 3 名、入学者は 2 名、2016(平成 28)年度の合格者は 1 名、入学者は 1 名、2017(平成 29)年度の受験者は 0 名であった。</p> <p>今後、学長室会議で編入学者数について議題と</p>

	し、改善を図る。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 2017(平成 29)年度学生募集要項、2017(平成 29)年度出願ガイド https://e.syutsugan.jp/taisho/sss/index.html	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評価	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
6	基準項目	基準 5 学生の受け入れ
	指摘事項	文学研究科博士課程後期において、収容定員に対し在籍学生数比率が 0.31 倍と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	文学研究科としての過去 5 年間の入学定員超過率の平均は、博士課程前期が 0.40 倍、博士課程後期が 0.30 倍である。平成 24 年度の収容定員超過率を専攻別に見ると、宗教学専攻(修士)が 0.40 倍、史学専攻(修士)が 1.35 倍、国文学専攻(修士)が 0.40 倍、比較文化専攻(修士)が 0.13 倍、宗教学専攻(博士)が 0.33 倍、史学専攻(博士)が 0.56 倍、国文学専攻(博士)が 0.22 倍、比較文化専攻(博士)が 0.11 倍であった。 文学研究科において、平成 23 年度より国文学専攻、比較文化専攻において、入学定員を減ずるなどの処置を講じてはいるが、史学専攻以外では 1 倍に満たない状況である。引き続き定員充足に向けての努力が必要である。
	評価後の改善状況	在籍学生数比率を是正するため、2014(平成 26)年度より、文学研究科博士課程後期の宗教学専攻、史学専攻、国文学専攻及び比較文化専攻において、入学定員をいずれも 3 名から 2 名へ変更した。 それにより、2017(平成 29)年度からの文学研究科の過去 5 年間の入学定員超過率の平均は、博士課程前期が 0.60 倍、博士課程後期が 0.55 倍となり、2017(平成 29)年度の文学研究科博士課程

	後期の在籍学生数比率は、2017(平成 29)年 5 月 1 日現在で 0.71 倍と改善している。 今後、学長室会議で在籍学生数について議題とし、改善を図る。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
7	基準項目	基準 9 管理運営・財務
	指摘事項	2009（平成 21）年 3 月に法人の「中期マスタープラン」を策定するとともに、キャンパス 総合整備計画を決定しているが、資金面では、「要積立額に対する金融資産の充足率」は 5 年間で半分以下と大きく低下している。財務関係の到達目標も示されていないため、中長期の財政計画を策定し、到達目標を示して改善していくことが必要である。
	評価当時の状況	2009（平成21）年度 3 月に法人の「中期マスタープラン」を策定するとともに、キャンパス総合整備計画を決定したが、同計画を裏づける明確な財政計画を欠いたまま、2009（平成21）年度に 7 号館、2010（平成22）年度に 6 号館、2011（平成 23）年度に 3 号館、2012（平成24）年度に 5 号館 建築と相次いで大型のキャンパス整備を実施している。そのため、この間に「要積立額に対する金融資産の充足率」が大幅に減少している。今後の資金計画を含めた中長期的な財政計画の策定が急務である。
	評価後の改善状況	2016（平成 28）年度のキャンパス整備事業終了とともに、2017（平成 29）年度から金融資産を積み上げる予定であったが、2017（平成 29）年 5 月の理事会において、新たなキャンパス整備事業が承認されたため、金融資産の積上げ計画を

		<p>見直した。</p> <p>新たなキャンパス整備事業は、自主学修の充実を目的としたアクティブラーニング対応型教室の設置やラーニングコモンズの充実を目的とするもので、2018（平成30）年度着工、2020（平成32）年度竣工予定である。</p> <p>そのため、金融資産の積上げは2021（平成33）年度から実施する予定で、減価償却額及び修繕計画を鑑み毎年度10億円の積上げを行う計画とした。そして、2028（平成40）年度に、要積立予測額約222億円に対し、約141億円の金融資産の確保を目指す予定である。</p> <p>これが達成されると、要積立額に対する金融資産の充足率は63.6%となり、2012（平成24）年度と比較して15.6%改善する見込みである。</p>			
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等 2017（平成29）年5月理事会議事録、資料 【H28 決算-40年時】 要積立額に対する金融資産の充足率予測</p>					
<p><大学基準協会使用欄></p>					
<p>検討所見</p>					
<p>改善状況に対する評価</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>	<p>5</p>

2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	基準 10 内部質保証
	指摘事項	<p>「大正大学自己点検・自己評価規程」では、「自己評価委員会」等により自己点検・評価を行い、これをもとに『大正大学白書』を作成し、公表することが定められているが、規程どおりに自己点検・評価活動を行っていないことは適切でない。</p> <p>また、2013（平成 25）年 4 月に「T S R マネジメント研究機構」を立ち上げ、内部質保証の責任主体として位置付けているが、これに関する規程が定められておらず、手続きについても明確ではない。さらに、今回の「自己点検・評価報告書」は「総務会」によってまとめられたものであり、「T S R マネジメント研究機構」との関係性が明らかでないため、第三者の視点で見れば、貴大学の内部質保証の責任主体が明確とはいえない。</p> <p>今後は内部質保証における責任主体を明確にするとともに、関連規程を整備し、規程に則った透明性のある検証システムを適切に機能させるよう是正されたい。</p>
	評価当時の状況	<p>「大正大学学則」「大正大学大学院学則」に「教育・研究水準の向上と特色をより発揮し、その目的及び社会的使命を達成するために、教育・研究活動等の状況について自己点検・自己評価を行うものとする」と規定し、「大正大学自己点検・自己評価規程」を整備している。</p> <p>同規程において、「自己評価委員会」「自己評価運営委員会」および 5 つの「個別評価部会」を設置し、3 年周期で自己点検・自己評価を実施し、その結果を『大学白書』としてまとめ公表することが規定されている。</p> <p>しかし、規程に定められた同委員会等によって点検・評価活動が行われておらず、同『白書』も作成されていない。また、2013（平成 25）年 4 月に「T S R マネジメント研究機構」を立ち上げ、</p>

		<p>内部質保証の責任主体として位置付けているが、これに関する規程が定められておらず、手続きについても明確ではない。</p> <p>さらに、今回の「自己点検・評価報告書」は「総務会」によってまとめられたものであり、「TSR マネジメント研究機構」との関係性が明らかでないため、第三者の視点で見れば、貴大学の内部質保証の責任主体が明確とはいえない。</p>
評価後の改善状況		<p>2014(平成 26)年 6 月 1 日付で「TSR マネジメント規程」を制定した。「TSR マネジメント」とは、本学の独自の区分「3つの経営基盤」、「5つの社会的責任」についての目標管理型マネジメントのことを言う。</p> <p>「自己点検自己評価規程」、「大正大学自己点検・自己評価委員会規程」、「教育に関する評価部会内規」については廃止し、2015(平成 27)年 4 月 1 日付で「TSR マネジメントによる自己点検・評価規程」を整備した。この規程により、「TSR 推進委員会」による自己点検・評価活動を行っている。</p> <p>学部・研究科の自己点検・評価活動については、学科、専攻単位での自己点検・評価活動を TSR マネジメントシートという形で学部長、研究科長に報告し、学部、研究科単位での点検・評価をしている。また、事務局においては、学長が策定した重点施策を基に各部署の取り組みについて点検・評価を実施している。これらを本学独自の区分に基づいて報告し、TSR マネジメントレポートという形でまとめている。さらに、教職員へは「TSR マネジメント報告会」で周知している。</p> <p>全学の自己点検・評価活動については、TSR 推進委員会が推進している。全学的視点からの点検・評価を行う。さらに、「大正大学外部評価委員会規程」を整備し、2017(平成 29)年度より外部有識者による外部評価を実施している。『大学白書』については、自己点検・評価体制が全学的に確立した 2017(平成 29)年度より作成を開始</p>

		<p>し、T S R推進委員会により、「自己点検・評価報告書」として刊行予定である。</p> <p>また、T S Rマネジメント研究機構については、教育・研究・社会貢献活動の実践的な機構として「T S Rマネジメント推進機構」として再編し、教職学協働による教育・研究並びに社会貢献活動の先進的実践とその理論的検証を行う組織とした。また、質保証推進室を2015(平成27年)4月1日付で設置し、質保証推進室長が理事会、常務理事会、学長室会議、教学運営協議会、代議員会、大学院委員会等の会議体に出席し、教学面、経営面についての点検、評価、改善・提案等を実施している。これらにより、内部質保証については、学長室会議が質保証室室長の提案により推進している。</p> <p>さらに、IR・EMセンターを質保証推進室内に設置し教学面の分析や学生や社会のニーズを調査する「T S R総合調査」を実施・分析し、質保証に貢献している。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>T S Rマネジメント規程</p> <p>T S Rマネジメントによる自己点検・評価規程</p> <p>大正大学外部評価委員会規程</p> <p>T S Rマネジメント推進機構規程</p> <p>学校法人大正大学質保証推進室規程</p> <p>大正大学学長室会議規程</p> <p>2017(平成29)年度外部評価委員会議事録</p> <p>2016(平成28)年度T S Rセルフマネジメントシート(学科、研究科専攻、依頼)</p> <p>2017(平成29)年度T S R推進委員会議事録</p> <p>2016(平成28)年度T S Rマネジメント報告会次第、資料</p> <p>http://www.tais.ac.jp/guide/estimation/tsrsougoutyousa/</p> <p>http://www.tais.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2015/06/tsr_h27.pdf</p>		
<p><大学基準協会使用欄></p>		
<p>検討所見</p>		
<p>改善状況に対する評定</p>	<p>1 2 3 4 5</p>	